助成対象団体又は助成事業		助成金の算出基礎	助成金限度額 (円)
1 長岡市社会福祉協議会	(1) 広報紙発行事業	事業費の70/100以内	予算の範囲・募金実績配分額内
	(2) 社会福祉協力校事業	別に定める。	予算の範囲・募金実績配分額内
	(3)イベント、記念事業開催	定額	400,000
	(4) その他福祉事業	事業費の80/100以内	予算の範囲・募金実績配分額内
2 長岡市民生委員児童委員協議会		民生委員数×1,500 円	560,000
3 地区社会福祉協議会· 地区福祉会	(1) 地域福祉事業	別に定める 別紙交付算定基準1~3のとおり	予算の範囲・募金実績配分額内
	(2) 歳末配食事業	別に定める 別紙交付算定基準4のとおり	予算の範囲・募金実績配分額内
4 ボランティア団体		基準額とする。	100,000
5 福祉団体	(1)長岡市老人クラブ連合会	会員割 会員数×35円	1支部につき 300,000
	(2)長岡市身体障害者団体連合会	会員割 会員数×450円	1 支部につき 100,000
	(3)長岡市手をつなぐ育成会	1 均等割 20,000 円 2 会員割 会員数×100 円	1 支部につき 70,000
	(4) 精神障害者家族会	1 均等割 10,000 円 2 会員割 会員数×100 円	40,000
	(5)長岡市母子寡婦福祉会	会員割 会員数×1,500円	1 支部につき 70,000
	(6) 長岡地区更生保護女性会	会員割 会員数×150円	1 支部につき 70,000
	(7)長岡市赤十字奉仕団	会員割 会員数×500円	1分団につき 100,000
6 小規模作業所・地域活動支援センター		基準額とする。	100,000
7 上記以外の福祉団体		1 均等割 40,000 円 2 会員割 (50 人未満) 会員数×500 円 (50 人以上) 会員数×150 円	100,000
8 ひとりぐらし高齢者等食事サービス事業		別に定める。 別紙交付算定基準3のとおり	予算の範囲・募金実績配分額内
9 その他会長が必要と認めた事業(特別記念事業等)		基本額 20,000円	100,000